

全日中事務局だより

「こども性暴力防止法」(こども家庭庁)について考える

▼昨年六月十九日、国会で「こども性暴力防止法」が成立した。しかし、施行期日がまだ確定していないこの法律は、どのような内容なのか、また、学校ではどのようなことが求められるのか、全日中HPにもアップされているので、ぜひ御確認いただきたい。

▼この法律成立に至る過程では、既に令和二年十二月、「第五次男女共同参画基本計画」が閣議決定されている。この基本計画の中では、教育・保育施設等や子供が活動する場で働く際に性犯罪歴がないことの証明書を求めることとの検討の可能性について政府文書として初めて明記された。

▼翌令和三年五月には、「教職員等による児童生徒性暴力等に関する法律」が成立した。この法律では、児童生徒に対

する性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効等となった者のデータベースの整備等が基本方針にうたわれた。

こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 令和6年法律第69号) こども家庭庁

趣旨	児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育事業者が教員等及び教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることが義務付けらるる。		
対象事業者	学校設置者等(第2条第3項)：学校、児童福祉施設等この法律で義務対象となる事業者 民間教育保育事業者(第2条第5項)：学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等この法律で認定対象となる事業者		
対象事業者の責務等	学校設置者等及び民間教育保育事業者(第3条第1項)。 ・教員等及び教育保育事業者による児童対象性暴力等の防止に努める。 ・児童対象性暴力等の被害児童等を適切に支援する。	罰(第3条第2項)。 学校設置者等及び民間教育保育事業者がその責務を確実に果たすことができるようするため、必要な情報の提供、制度の整備等の取組を実施。	
対象事業者に求められる措置等	安全確保措置	<p>初犯対策</p> <p>(1) こどもの安全を確保するために日頃から講ずべき措置 ・教員等の研修(第5条第1項)。 ・児童等の相談窓口の設置(第5条第2項)。 ・児童等が相談を行うことができるための措置(第5条第2項)。</p> <p>(2) 被害が疑われる場合の措置 ・調査(第7条第1項)。 ・被害児童の保護・支援(第7条第2項)。</p> <p>(3) 教員等の研修(第8条)</p> <p>防止措置の義務</p> <p>性犯罪前科の有無の確認の結果、面接等、児童等からの相談の内容その他の事績を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置(教育、保育等の業務に従事させないなど)を講じなければならない。(第6条等) ※ 特定児童保護資料ありとのときは、児童対象性暴力等が行われるおそれありとして、防止措置は必須。詳細は、ガイドラインで挙示予定。</p>	<p>再犯対策(第4条)</p> <p>対象となる性犯罪前科の有無の確認(第4条等) ・調査(第4条第1項)から3年以内の期間(第4条第3項) ・犯罪事実確認を行った機関は、3年後(調査開始日から3年6ヵ月)に改めて確認(第4条第4項)</p> <p>特定性犯罪前科の確認対象</p> <p>① 刑務所(施設)：刑の執行終了時から20年 ② 刑務所(執行停止中)：受刑期間終了、最終確定日から10年 ③ 罰金：その執行終了時から15年</p>
	情報管理措置等	<p>○ 犯罪事実確認等の適切な管理(第11条、第14条等)</p> <p>○ 利用目的による制限及び第三者に対する提供の禁止(第12条等)</p> <p>○ 犯罪事実確認等に記録された情報の漏えい等の報告(第13条等)</p>	<p>○ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第10条)</p> <p>○ 情報の秘密保持義務(第10条)</p>
指導・監督	<p>安全確保措置の指導・監督</p> <p>学校設置者等、民間教育保育事業者、両府庁が指導 認定事業者：国(こども家庭庁)が直接監督 (定期報告、報告徴収及び入札検査、命令、等)</p>	<p>情報管理措置等の実施状況の指導・監督</p> <p>国(こども家庭庁)が指導 (定期報告、報告徴収及び入札検査、公表、命令、等)</p>	

施行期日：公布の日(令和6年6月26日)から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日

▼また、同法では、教育・保育施設等や子供が活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求めることとを政府文書として初めて明記された。

▼さて、「こども性暴力防止法」の一番大きな趣旨は、学校設置者等や民間教育保育等事業者が教員や教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることが義務付けられたことである。

▼具体的には、学校をケースに考えると、再犯対策として、性犯罪前科の有無を確認しなければならなくなる。(第四条等) さらに、詳細をみると、現職者は施行から三年以内に確認する(第四条第三項等)、また、犯罪事実確認を行った現職者は、五年後に改めて確認しなければならない。(第四条第四項等)

▼最も気になる点ではあるが、それら

の確認作業は誰が行うことになるのか。また、性犯罪前科の有無を確認するということは、総論として必要だという認識はあるものの、個別の案件として捉えると個人のプライバシーや人権にまで配慮しなければならぬ大変ナイーブな事案になるであろう。

▼誤った情報が広く流出してしまわないようなシステムや配慮など、課題は山積だ。冒頭、この法律が成立したにも関わらず、施行期日が確定できない理由もそこにある。

現在も文部科学省はもちろんのこと、こども家庭庁を中心に内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、経済産業省などと関係府省庁連絡会議が設置され、施行に当たったの様々な課題を整理し、検討が続けられている。

▼今後、論点整理とその解決策については、情報が出てくるとは思う

が、学校設置者である区市町村の自治体及びその管理者である各教育委員会のなかでの作業分担やシステムづくりが大きなポイントになりそうだ。

▼また、多くの学校には異費職員が多数所属している。従って、都道府県教育委員会と区市町村教育委員会との役割分担も大きな課題となると考えられる。

▼さらに、学校には児童生徒と触れ合う大人は教員だけではなく、部活動指導員、学習指導員、業務補助員等もいる。このような状況での対応をどうしていくべきか。頭が痛い。

▼いずれにしても、施行期日は令和八年十二月二十五日までとされている。今後、各中学校長会として、都道府県教育委員会をはじめ各自自治体や区市町村教育委員会等との調整と連携が強く求められることになる。

(事務局長 富士道正尋)

こども性暴力防止法の施行に向けたスケジュール (イメージ)

